

○東京経済大学村山研修ハウス使用規程

1990年10月1日

制定

改正 2000年4月1日

2002年6月1日

2004年6月1日

2004年9月30日

2014年12月4日

(目的)

第1条 村山研修ハウス（以下「研修ハウス」という。）は、学生の課外活動の助成、正課授業の補完等に供するほか教職員・卒業生の文化・スポーツ交流に寄与することを目的として設置する。

2 研修ハウスの使用は、この規程の定めるところによる。

(所管)

第2条 研修ハウスの管理運営は、学生支援部学生課の所管として、管理事務を総務部村山校舎事務所で取扱う。

(使用資格)

第3条 研修ハウスは、次の者がグループ単位として使用できる。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の卒業生
- (4) その他特に許可された者

(使用順位)

第4条 研修ハウスの使用申込みが競合する時は、次の各号の号数順とする。

- (1) 正課授業（大学行事等を含む。）
- (2) 学生諸団体（学生会、文化会、体育会、新聞会、ゼミナール連合会、葵祭実行委員会等）及びその加盟サークル
- (3) 同好会、愛好会等学生支援部学生課に届出のある学生団体及びサークル
- (4) 前(2)・(3)号に該当しない本学学生
- (5) 教職員
- (6) 卒業生
- (7) その他特に許可された者

(使用許可)

第5条 使用希望者は、責任者を定め、原則として使用前3カ月から1週間までの間に所定の使用願を学生支援部学生課に提出する。

2 使用前1週間以内については、申込順に使用許可する。

3 前項の使用願が受理された者は、所定の使用料金を経理課に納入し、学生支援部学生課より使用許可書の交付を受ける。

(使用期間)

第6条 同一の団体が連続して施設を使用できる期間は、原則として1週間を限度とする。ただし、特別の事情のある時はこれを超えて使用できる。

(使用料金)

第7条 使用者から使用料金を徴収する。使用料金は別に定める。

2 使用者の都合により使用を取消した場合、納入した使用料金は返還しないものとする。ただし、本学の都合により使用不可能（取消）になった場合若しくは使用開始3日前までに使用取消を申し出た場合は返還する。

(使用内規)

第8条 施設使用に当たって使用者は「村山研修ハウス使用内規」を遵守しなければならない。

(使用禁止)

第9条 次の各号に該当する者は、研修ハウスの使用を禁止し、使用中でも使用を中止させることがある。

- (1) 使用許可書を所持しない者若しくは不正使用した者
- (2) 研修ハウスの秩序を乱し、若しくは他人に迷惑をおよぼす行為をした者
- (3) 本学の教職員の指示に従わない者

(管理責任)

第10条 使用責任者は、使用許可を受けた各施設（宿泊室・会議室）の管理の外にパブリックスペースについても管理の義務を負う。

2 使用団体が2団体以上の場合は、鍵の保管者を定め、パブリックスペースの管理の責任を負う。

(賠償義務)

第11条 使用者の責に帰すべき事由により施設・設備等に損害を与えた場合は、本学が損害額を認定し使用者が負担するものとする。ただし、本学が止むを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(日帰り使用者)

第12条 研修ハウスの日帰り使用を認める。

2 日帰り使用者の施設使用時間は、午前9時から午後6時までとする。

3 日帰り使用者は、会議室・シャワー室・パブリックスペース等は使用できるが宿泊室・浴室・食堂等は使用できない。ただし、事前に申込みがあった場合に限り昼食時に食堂を使用できる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学運営会議の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、1990年（平成2年）10月1日から施行する。

付 則

この規程は、2000年（平成12年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2002年（平成14年）6月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2004年（平成16年）6月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2004年（平成16年）9月30日から改正施行する。

付 則

この規程は、2014年（平成26年）12月4日から改正施行する。